

佐賀県行政組織規則をここに公布する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第20号

佐賀県行政組織規則

佐賀県行政組織規則（平成16年佐賀県規則第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、知事の権限に属する事務及び会計管理者の権限に属する事務を適正かつ能率的に分掌させるために必要な組織及びその事務分掌を定めることを目的とする。

（防災監）

第2条 知事の権限に属する事務のうち、防災に関する事務について、佐賀県部設置条例（平成28年佐賀県条例第9号）により設置された部（以下「部」という。）を指揮監督するため防災監を置き、知事が指名する副知事をもって充てる。

（分課等）

第3条 部の下に、それぞれ次の課及びセンターを置く。

(1) 政策部

- ア 政策課
- イ 企画課
- ウ 秘書課
- エ 広報広聴課

(2) 総務部

- ア 法務私学課
- イ 人事課
- ウ 財政課
- エ 税政課
- オ 資産活用課
- カ 統計分析課
- キ 情報・業務改革課

(3) 地域交流部

- ア さが創生推進課
- イ 市町支援課

- ウ 国際課
- エ 空港課
- オ 新幹線・地域交通課
- カ 港湾課
- (4) 県民環境部
  - ア 県民協働課
  - イ まなび課
  - ウ 人権・同和対策課
  - エ 暮らしの安全安心課
  - オ 環境課
  - カ 原子力安全対策課
  - キ 有明海再生・自然環境課
  - ク 循環型社会推進課
- (5) 健康福祉部
  - ア 福祉課
  - イ 長寿社会課
  - ウ 障害福祉課
  - エ 医務課
  - オ 国民健康保険課
  - カ 健康増進課
  - キ 薬務課
  - ク 生活衛生課
- (6) 産業労働部
  - ア 産業企画課
  - イ ものづくり産業課
  - ウ 新エネルギー産業課
  - エ 企業立地課
  - オ 産業人材課
  - カ 流通・通商課
  - キ 経営支援課

- (7) 農林水産部
  - ア 農政企画課
  - イ 生産者支援課
  - ウ 農産課
  - エ 園芸課
  - オ 畜産課
  - カ 農山漁村課
  - キ 農地整備課
  - ク 林業課
  - ケ 森林整備課
  - コ 水産課

- (8) 県土整備部
  - ア 県土企画課
  - イ 建設・技術課
  - ウ 入札・検査センター
  - エ 道路課
  - オ 土地対策課
  - カ 都市計画課
  - キ 下水道課
  - ク 建築住宅課
  - ケ 河川砂防課

- 2 前項に定めるもののほか、政策部に危機管理・報道局を、地域交流部に文化・スポーツ交流局を、健康福祉部に男女参画・こども局を置く。
- 3 前項の危機管理・報道局に次の課を置く。
  - (1) 危機管理・報道課
  - (2) 消防防災課
- 4 第2項の文化・スポーツ交流局に次の課を置く。
  - (1) 文化課
  - (2) スポーツ課
  - (3) 観光課

5 第2項の男女参画・こども局に次の課を置く。

- (1) 男女参画・女性の活躍推進課
  - (2) こども未来課
  - (3) こども家庭課
- ( 出納局の設置 )

第4条 出納その他会計に関する事務及びこの規則に定める事務を処理するため、出納局を置く。

2 出納局に次の課及びセンターを置く。

- (1) 会計課
  - (2) 総務事務センター
- ( 政策部各課の分掌事務 )

第5条 政策部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 政策課
    - ア 県政運営の基本方針に関すること。
    - イ 政策評価に関すること。
    - ウ 県政システムに関すること。
    - エ 県議会との連絡に関すること。
  - (2) 企画課
    - ア 県の重要施策の企画立案及びその推進に関すること。
    - イ 他県等との連携に係る企画及び調整に関すること。
    - ウ その他特命事務に関すること。
  - (3) 秘書課
    - ア 知事及び副知事の秘書に関すること。
    - イ 栄典、褒賞及び表彰に関すること。
    - ウ 儀式に関すること。
  - (4) 広報広聴課
    - ア 県政の広報及び広聴に関すること。
    - イ ホームページ等による情報提供に関すること。
- ( 政策部危機管理・報道局各課の分掌事務 )

第6条 政策部危機管理・報道局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理・報道課

ア 危機管理の総合調整に関する事。

イ 報道機関との連絡に関する事。

(2) 消防防災課

ア 災害予防の推進に関する事。

イ 防災活動の総合調整に関する事。

ウ 防災行政無線に関する事。

エ 災害対策本部に関する事。

オ 災害救助に関する事。

カ 国民保護法に関する事。

キ 自衛官の募集に関する事。

ク 市町消防の指導に関する事。

ケ 消防法に基づく危険物の取扱い規制等に関する事。

コ 鉄砲火薬類、電気、高圧ガス及び液化石油ガスに関する事。

(総務部各課の分掌事務)

第7条 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 法務私学課

ア 公印の管守に関する事。

イ 公告式に関する事。

ウ 法令の審査に関する事。

エ 訴訟事務の総括に関する事。

オ 行政手続に係る各部の指導及び助言に関する事。

カ 行政不服審査の審理に関する事。

キ 文書の管理に関する事。

ク 県公報の発行に関する事。

ケ 公益認定及び公益法人等に関する事。

コ 公益信託の総合調整に関する事。

サ 宗教法人に関する事。

シ 行政書士に関する事。

ス 情報公開の指導及び助言並びに推進に関する事。

セ 個人情報保護の指導及び助言並びに推進に関する事。

- ソ 佐賀県公文書館に関すること。
- タ 私立の中学校、高等学校、専修学校及び各種学校に関すること。
- (2) 人事課
  - ア 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
  - イ 行政組織及び職員の定数に関すること。
  - ウ 行政調査及び行政考査に関すること。
  - エ 人材の育成に関すること。
  - オ 職員の厚生福利及び公務災害補償に関すること。
  - カ 職員の表彰に関すること。
  - キ 地方公務員災害補償基金に関すること。
  - ク 地方職員共済組合に関すること。
  - ケ 県人事委員会との連絡に関すること。
- (3) 財政課
  - ア 県歳入歳出予算その他の県財政に関すること。
  - イ 県に係る地方交付税に関すること。
  - ウ 起債及び資金に関すること。
  - エ 補助金等の適正化に関すること。
  - オ 佐賀県土地開発基金の総括に関すること。
- (4) 税政課
  - ア 県税制に関すること。
  - イ 県税の賦課徴収その他の税務に関すること。
  - ウ 地方譲与税に関すること。
  - エ 納税奨励に関すること。
  - オ 市及び町の交付税（基準財政収入額に関する部分に限る。）並びに市町村税に関すること。
- (5) 資産活用課
  - ア 公有資産の効率的な利活用の推進に関すること。
  - イ 県有財産の取得、管理及び処分等の総括に関すること。
  - ウ 本庁舎及び総合庁舎並びに職員宿舎等の維持管理に関すること。
  - エ 庁内の取締り及び清掃に関すること。
- (6) 統計分析課

- ア 国勢調査及び人口統計調査に関すること。
- イ 農林水産統計調査に関すること。
- ウ 労働統計調査に関すること。
- エ 教育統計調査に関すること。
- オ 商工統計調査に関すること。
- カ 統計資料の収集、加工分析に関すること。
- キ 統計データの利活用の推進に関すること。
- ク 統計関係資料の編さん及び刊行に関すること。
- ケ 統計の指導及び普及に関すること。
- コ その他統計調査に関すること。

(7) 情報・業務改革課

- ア 地域情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- イ 行政情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- ウ 業務改革（テレワークを含む。）に関すること。

（地域交流部各課の分掌事務）

第8条 地域交流部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) さが創生推進課

- ア 地域振興に関すること（他課の分掌する事務に関する部分を除く。）。
- イ 佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- ウ 移住支援（UJターン就職支援を含む。）に関すること。

(2) 市町支援課

- ア 市、町その他公共団体の行政一般の助言、勧告等に関すること。
- イ 市町村合併に関すること。
- ウ 市及び町の交付税（税政課の分掌する事務に関する部分を除く。）並びに市町村債に関すること。
- エ 市町土地開発公社に関すること。
- オ 各種選挙に関すること。
- カ 県選挙管理委員会との連絡に関すること。

(3) 国際課

- ア 海外施策及び国際交流に係る施策の総合調整及び推進に関すること。
- イ 国際協力に関すること。

ウ 佐賀県国際交流プラザの庶務及び会計事務に関すること。

エ 旅券に関すること。

(4) 空港課

ア 佐賀空港の管理運営及び整備に関すること。

イ 佐賀空港の利活用に関すること。

(5) 新幹線・地域交通課

ア 新幹線の活用に関すること。

イ 新幹線の整備の推進に関すること。

ウ 新幹線の整備に伴う関連地域の振興に関すること。

エ 交通政策に関すること。

(6) 港湾課

ア 港湾及び海岸（国土交通省港湾局所管の部分に限る。）の管理に関すること。

イ 港湾施設整備事業及び港湾区域内の海岸保全事業の施行並びに災害復旧工事に関すること。

ウ 港湾統計調査に関すること。

エ 港湾区域内の公有水面の管理及び埋立に関すること。

オ 航路標識に関すること。

カ 港湾の利活用に関すること。

（地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務）

第9条 地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 文化課

ア 文化に係る施策の総合調整に関すること。

イ 文化（文化財の保護を除き、高齢者及び障害者に係る文化を含む。）に関すること。

ウ フィルムコミッションに関すること。

エ 世界遺産の活用及び推進に関すること。

オ 佐賀県立宇宙科学館に関すること。

(2) スポーツ課

ア スポーツに係る施策の総合調整に関すること。

イ スポーツ（学校体育を除き、高齢者及び障害者に係るスポーツを含む。）に関すること。

ウ 体育施設に関すること。

エ スポーツコミッションに関すること。



オ 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に関する事。

(3) 観光課

ア 観光に係る施策の総合調整及び推進に関する事。

イ 観光宣伝及び観光客の誘致に関する事。

ウ 観光事業の振興及び観光関係団体の指導育成に関する事。

エ 旅行業及び通訳案内業に関する事。

(県民環境部各課の分掌事務)

第10条 県民環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県民協働課

ア 県民協働推進の総合調整に関する事。

イ 特定非営利活動法人の設立認証、認定及び仮認定に関する事。

ウ 市民社会組織の活動促進及びボランティア活動の総合調整に関する事。

エ ユニバーサルデザインの推進に関する事。

(2) まなび課

ア 生涯学習に係る施策の総合調整に関する事。

イ 佐賀県立生涯学習センターに関する事。

ウ 図書館機能の充実及び推進に関する事。

エ 佐賀県少年自然の家に関する事。

(3) 人権・同和対策課

ア 人権施策の総合調整及び推進に関する事。

イ 同和対策の総合調整及び推進に関する事。

ウ 同和対策推進協議会に関する事。

エ 地方改善事業に関する事。

オ 解放会館に関する事。

(4) 暮らしの安全安心課

ア 消費者行政の総合調整及び推進に関する事。

イ 食育に係る施策の総合調整及び推進に関する事。

ウ 食品安全対策の総合調整及び推進に関する事。

エ 佐賀県消費生活センターの庶務及び会計事務に関する事。

オ 消費生活協同組合に関する事。

- カ 計量に関すること。
- キ 交通・地域安全対策の総合調整及び推進に関すること。
- ク 交通安全対策会議に関すること。
- ケ 交通事故相談に関すること。

(5) 環境課

- ア 環境の保全と創造に関する施策の推進及び総合調整に関すること。
- イ 環境教育等の促進に関すること。
- ウ 公害の調査、防止措置及び規制に関すること。
- エ 公害に係る紛争処理に関すること。
- オ 環境影響評価に関すること。
- カ 地球温暖化対策の総合調整に関すること。

(6) 原子力安全対策課

原子力安全対策に関すること。

(7) 有明海再生・自然環境課

- ア 有明海の再生に係る施策の総合調整及び推進に関すること。
- イ 自然保護に関すること。
- ウ 自然公園に関すること。
- エ 自然環境保全地域に関すること。

(8) 循環型社会推進課

- ア 一般廃棄物に関すること。
- イ 産業廃棄物に関すること。
- ウ 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること。
- エ 廃棄物処理に係る公共関与に関すること。

(健康福祉部各課の分掌事務)

第11条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 福祉課

- ア 社会福祉事業に関すること。
- イ 生活保護に関すること。
- ウ 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。
- エ 民生委員に関すること。

- オ 生活福祉資金に関する事。
  - カ 社会福祉関係団体に関する事。
  - キ 行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
  - ク 災害救済及び援護に関する事。
  - ケ 福祉に関する事務所の施行事務並びに社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事。
  - コ 未帰還者等の調査及び留守家族等の援護に関する事。
  - サ 未帰還者の死亡処理等に関する事。
  - シ 旧軍人、旧軍属及びその遺族の恩給に関する事。
  - ス 戦傷病者等の援護に関する事。
  - セ 戦没者遺族等の援護に関する事。
  - ソ 旧軍人及び旧軍属の履歴に関する事。
  - タ 旧軍人、旧軍属等の叙位及び叙勲に関する事。
  - チ 引揚者等の援護に関する事。
  - ツ その他地域福祉事業に関する事。
  - テ 粒子線治療の普及に関する事。
- (2) 長寿社会課
- ア 高齢社会対策の総合調整及び推進に関する事。
  - イ 高齢者の福祉に関する事。
  - ウ 介護保険に関する事。
  - エ 地域包括ケアに関する事。
- (3) 障害福祉課
- ア 身体障害児及び身体障害者の福祉に関する事。
  - イ 知的障害児及び知的障害者の福祉に関する事。
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。
  - エ 発達障害児及び発達障害者並びに高次脳機能障害児及び高次脳機能障害者の福祉に関する事。
  - オ 障害者の就労支援に関する事。
- (4) 医務課
- ア 医療機関の指導及び監督に関する事。
  - イ 医師及び歯科医師に関する事。
  - ウ 診療放射線技師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他医療関係者に関する事。

- エ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関する事。
  - オ 医療機関の施設整備に関する事。
  - カ 医療体制等に関する事。
  - キ 死体の解剖及び死因調査に関する事。
  - ク 人口動態調査その他保健統計に関する事。
  - ケ 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館に関する事。
- (5) 国民健康保険課
- ア 国民健康保険に関する事。
  - イ 国民健康保険事業の運営の指導に関する事。
  - ウ 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の助言及び指導監督に関する事。
  - エ 国民健康保険法に基づく保険医療機関等の指導及び報告等に関する事。
  - オ 国民健康保険審査会に関する事。
  - カ 後期高齢者医療制度に関する事。
  - キ 後期高齢者医療制度を運営する保険者への助言及び指導監督に関する事。
  - ク 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健医療機関等の指導及び報告等に関する事。
  - ケ 後期高齢者医療審査会に関する事。
- (6) 健康増進課
- ア 県民の健康増進及び生活習慣病の予防に関する事。
  - イ 感染症（新型インフルエンザ等を含む。）の発生の予防及びまん延の防止に関する事。
  - ウ 予防接種に関する事。
  - エ 結核の予防に関する事。
  - オ ハンセン病療養所入所者等及びその親族の援護に関する事。
  - カ 歯科保健に関する事。
  - キ 原子爆弾被爆者の援護に関する事。
  - ク 管理栄養士、栄養士及び調理師に関する事。
  - ケ 栄養指導に関する事。
  - コ 難病対策に関する事。
  - サ がんその他の疾病対策に関する事。
  - シ 臓器移植及び骨髄移植に関する事。
- (7) 薬務課

- ア 薬事に関する事。
- イ 薬剤師に関する事。
- ウ 毒物及び劇物の取締りに関する事。
- エ 麻薬及び向精神薬の取締りに関する事。
- オ 大麻の取締りに関する事。
- カ あへんの取締りに関する事。
- キ 覚せい剤の取締りに関する事。
- ク 特殊医薬品の需給調整に関する事。
- ケ 薬用植物に関する事。
- コ 温泉の保護及びその利用に関する事。
- サ 献血事業の推進に関する事。

(8) 生活衛生課

- ア 生活環境の整備に係る調査、企画及び連絡調整に関する事。
- イ 水道に関する事。
- ウ 旅館業、興行場及び公衆浴場に関する事。
- エ 理容師、美容師及びクリーニング業に関する事。
- オ 食品衛生に関する事。
- カ 食品表示（衛生及び品質に関する部分に限る。）の適正化に関する事。
- キ 墓地、納骨堂、火葬場等に関する事。
- ク と畜場及び化製場等に関する事。
- ケ 食鳥処理に関する事。
- コ 狂犬病の予防に関する事。
- サ 動物の愛護及び管理に関する事。
- シ 特定建築物の衛生的環境の確保に関する事。
- ス その他生活及び環境の衛生に関する事。

（健康福祉部男女参画・こども局各課の分掌事務）

第12条 健康福祉部男女参画・こども局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 男女参画・女性の活躍推進課

- ア 男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整及び推進に関する事。
- イ 佐賀県立男女共同参画センターに関する事。

- ウ 女性の活躍推進に関する事。
- (2) こども未来課
  - ア 少子社会対策の総合調整及び推進に関する事。
  - イ ニート対策の総合調整及び推進に関する事。
  - ウ 青少年問題対策の総合調整及び推進に関する事。
  - エ 青少年育成県民会議に関する事。
  - オ 私立幼稚園及び保育所に関する事。
- (3) こども家庭課
  - ア 児童の福祉に関する事（保育所に関する部分を除く。）
  - イ 児童委員及び主任児童委員に関する事。
  - ウ 母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯の福祉に関する事。
  - エ 要保護女子の保護更生に関する事。
  - オ 母子父子寡婦福祉資金に関する事。
  - カ 母子保健に関する事。
  - キ 母体保護に関する事。

（産業労働部各課の分掌事務）

第13条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 産業企画課
  - ア 産業振興に係る施策の総合企画に関する事。
  - イ 起業化支援に関する事。
  - ウ 中小企業の経営革新支援に関する事。
  - エ 中小企業の情報化の推進及び情報産業の振興に関する事。
  - オ 佐賀県地域産業支援センターに関する事。
- (2) ものづくり産業課
  - ア ものづくり及び新産業創出に係る施策の企画及び調整並びに推進に関する事。
  - イ 工業技術の振興に関する事。
  - ウ 産業デザインの振興に関する事。
  - エ 企業支援に係るものづくり人材の育成に関する事。
  - オ 科学技術（基礎科学を含む。）の振興に関する事。
  - カ 電源三法に基づく交付金事業に関する事。

- キ 佐賀県立九州シンクロトン光研究センターに関すること。
- ク コスメティック構想の推進に関すること。
- (3) 新エネルギー産業課
  - ア エネルギー政策の総合調整に関すること。
  - イ 新エネルギー等関連産業の研究開発支援及び集積に関すること。
- (4) 企業立地課
  - ア 企業誘致に関すること。
  - イ 工業団地、工業用水道等の産業基盤整備に関すること。
- (5) 産業人材課
  - ア 産業人材の確保及び育成に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。
  - イ 地域雇用開発の促進に関すること。
  - ウ 若年者、女性及び高年齢者の就業対策の推進に関すること。
  - エ 労働相談に関すること。
  - オ 労働組合に関すること。
  - カ 労働者福祉の向上に関すること。
  - キ 職業能力開発の推進に関すること。
  - ク 労働委員会に関すること。
- (6) 流通・通商課
  - ア 県産品の流通に関する施策の企画及び調整並びに推進に関すること。
  - イ 総合マーケティングに関すること。
  - ウ 卸売市場に関すること。
  - エ 米穀等の適正流通に関すること。
  - オ 農産物検査の監視業務に関すること。
  - カ 国際経済に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。
  - キ 県産品の輸出促進に関すること。
  - ク 県内企業の海外展開の支援に関すること。
  - ケ 海外との経済交流に関すること。
- (7) 経営支援課
  - ア 中小企業の経営支援及び商業・サービス業に係る施策の企画及び調整並びに推進に関すること。
  - イ 地場産業の振興に関すること。

- ウ 伝統的工芸品に関する事。
- エ 商工団体に関する事。
- オ 中小企業等協同組合に関する事。
- カ 中小企業の金融に関する事。
- キ 貸金業に関する事。
- ク 高度化資金及び設備導入資金に関する事。
- ケ 割賦販売法に基づく許可業者の指導監督に関する事。
- コ 小売商業の事業活動の調整に関する事。
- サ 大規模小売店舗の立地に関する事。

(農林水産部各課の分掌事務)

第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 農政企画課
  - ア 農林水産業施策の総合企画に関する事。
  - イ 試験研究機関の総括に関する事。
  - ウ 農村ビジネスに関する事。
- (2) 生産者支援課
  - ア 生産者支援に係る連絡調整に関する事。
  - イ 農林水産業金融に関する事。
  - ウ 漁船保険に関する事。
  - エ 農業及び水産業災害補償に関する事。
  - オ 中山間地域の農業の振興に関する事(他課の分掌する事務に関する部分を除く。)
  - カ 経営構造対策事業の推進に関する事。
  - キ 農林水産業に係る人権啓発に関する事。
  - ク 鳥獣の保護及び狩猟並びに有害鳥獣対策に関する事。
  - ケ 農林水産業に係る協同組合その他の関係団体に関する事。
  - コ 農業倉庫に関する事。
  - サ 佐賀県射撃研修センターに関する事。
- (3) 農産課
  - ア 主要農作物の生産振興に関する事。
  - イ 水田農業の振興に関する事。



- ウ 農業団地の計画に関する事。
- エ 農地等の集積及び有効利用に関する事。
- オ 農業経営基盤強化促進事業に関する事。
- カ 農村地域における就業改善に関する事。
- キ 農業委員会ネットワーク機構及び農業委員会に関する事。
- ク 農業生産組織の育成指導に関する事。
- ケ 農業改良普及事業に関する事。
- コ 上場地域、干拓地等の営農に関する事。
- サ 農山漁村における男女共同参画社会形成の促進に関する事。
- シ 青年農業者等の確保及び育成に関する事。
- ス 農産物検査に関する事（流通・通商課の分掌する事務に関する部分を除く。）。

(4) 園芸課

- ア 果樹、野菜、花き及び特用作物の生産振興に関する事。
- イ 有機栽培及び特別栽培の推進に関する事。
- ウ 環境保全型農業の推進に関する事。
- エ 植物防疫に関する事。
- オ 肥料及び農薬に関する事。
- カ 農業の機械化に関する事。

(5) 畜産課

- ア 家畜及び家きんの改良増殖に関する事。
- イ 酪農、肉用牛飼育、養豚、養鶏及び養蜂の振興に関する事。
- ウ 飼料の生産及び流通に関する事。
- エ 家畜及び畜産物の流通に関する事。
- オ 家畜商及び家畜市場に関する事。
- カ 家畜衛生に関する事。
- キ 畜産経営の環境整備に関する事。
- ク 獣医師及び動物薬事に関する事。
- ケ 佐賀県競馬組合に関する事。

(6) 農山漁村課

- ア 農村及び農地の整備の総括に関する事。

- イ 農地法に基づく許可等に関する事（他課の分掌する事務に関する部分を除く。）
- ウ 農地等の利用調整に関する事。
- エ 農業振興地域の整備に関する事。
- オ 農村整備に関する企画立案及び連絡調整に関する事。
- カ 農業水利の調整に関する事。
- キ 農村地域の総合整備事業に関する事。
- ク 中山間ふるさと・水と土保全対策事業に関する事。
- ケ 干拓事業に関する事。
- コ 農地及び農業用施設の防災事業に関する事。
- サ 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事。
- シ 特定鉱害復旧事業等に関する事。
- ス 海岸の管理に関する事（農林水産省所管の部分に限る。）
- セ 海岸保全事業に関する事（農林水産省所管の部分に限る。）
- ソ 海岸の災害復旧に関する事（農林水産省所管の部分に限る。）
- タ 漁港の管理に関する事。
- チ 漁港施設整備事業及び漁港に係る災害復旧事業に関する事。
- ツ 漁港の区域内の公有水面の管理及び埋立てに関する事。

(7) 農地整備課

- ア 土地改良法に基づく土地改良事業の指導、認可、同意及び決定に関する事。
- イ 土地改良法に基づく団体の指導監督に関する事。
- ウ 土地改良財産の維持管理に関する事。
- エ 土地改良事業の融資及び償還に関する事。
- オ 土地、建物その他の物件の買収及び補償に関する事。
- カ 農地等の集団化に関する事。
- キ 国有農地及び開拓財産の維持、管理、処分等に関する事。
- ク 農地等対価の徴収及び農地の登記に関する事。
- ケ 開拓、入植、増反等に関する事。
- コ 農業生産基盤整備に関する企画立案及び連絡調整に関する事。
- サ 土地改良施設の維持管理事業に関する事。
- シ さが農業農村振興整備事業に関する事。

- ス 圃場整備事業に関する事。
- セ 農用地開発事業及び開拓地整備事業に関する事。
- ソ 土地改良総合整備事業に関する事。
- タ かんがい排水事業に関する事。
- チ 畑地帯総合整備事業に関する事。
- ツ 農道整備事業に関する事。
- テ 国営事業の推進に関する事。

(8) 林業課

- ア 林業・木材産業の構造改革に関する事。
- イ 入会林野等の整備に関する事。
- ウ 林産物に関する事。
- エ 木材業者及び製材業者の登録に関する事。
- オ 県営林に関する事。
- カ 林業技術の普及及び林業経営の指導に関する事。
- キ 造林及び種苗に関する事。
- ク 森林病虫害等の防除に関する事。
- ケ 林業労働に関する事。

(9) 森林整備課

- ア 森林計画に関する事。
- イ 林道及び森林の整備に関する事。
- ウ 治山に関する事。
- エ 保安林に関する事。
- オ 森林における開発行為に関する事。
- カ 緑化の推進に関する事。
- キ 21世紀県民の森に関する事。

(10) 水産課

- ア 漁場保全対策に関する事。
- イ 漁場の整備に関する事。
- ウ 漁業近代化施設の整備に関する事。
- エ 水産資源の増養殖及び栽培漁業に関する事。

- オ 水産技術の改良及び普及に関すること。
- カ 水産加工業の指導に関すること。
- キ 漁業の取締りに関すること。
- ク 漁船の登録に関すること。
- ケ 漁業の免許、許可及び登録に関すること。
- コ 漁業調整に関すること。
- サ 遊漁船業に関すること。
- シ 海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関すること。

( 県土整備部各課及びセンターの分掌事務 )

第 15 条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 県土企画課

県土整備に係る施策の総合企画に関すること。

(2) 建設・技術課

- ア 工事の設計基準及び積算に関すること。
- イ 建設資材に関すること。
- ウ 技術指導に関すること。
- エ 建設業に関すること。
- オ 建設工事等の入札及び契約の制度に関すること。
- カ 建設副産物対策に関すること。

(3) 入札・検査センター

- ア 建設工事等の電子入札の執行に関すること。
- イ 工事の検査に関すること。

(4) 道路課

- ア 道路の整備及び管理に関すること。
- イ 国土交通省所管の国有財産の管理に関すること ( 道路に関する部分に限る。 )
- ウ 鉄道事業法に基づく道路への敷設に関すること。
- エ 軌道法の施行に関すること。
- オ 道路の災害復旧工事に関すること。
- カ 高速自動車国道に関すること。
- キ その他道路に関すること。

(5) 土地対策課

- ア 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。
- イ 土地利用対策の総合調整に関すること。
- ウ 国土調査法に基づく地籍調査及び土地分類調査に関すること。
- エ 不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者の登録等に関すること。
- オ 土地、建物、物件等の買収、補償及び登記に関すること。
- カ 土地収用に関すること。
- キ 収用委員会に関すること。
- ク 公有地の拡大の推進に関すること。
- ケ 測量法に基づく基本測量実施の公示等に関すること。

(6) 都市計画課

- ア 都市計画に関すること。
- イ 土地区画整理その他の市街地整備に関すること。
- ウ 街路に関すること。
- エ 都市災害に関すること。
- オ 屋外広告物に関すること。
- カ 開発行為に関すること。
- キ 都市公園に関すること。
- ク 景観に関すること。

(7) 下水道課

- ア 公共下水道に関すること。
- イ 農業集落排水事業に関すること。
- ウ 漁業集落排水事業に関すること。
- エ 浄化槽に関すること。
- オ 下水道等の災害復旧工事に関すること。

(8) 建築住宅課

- ア 街なみと住まいづくりに関すること。
- イ 建築基準法その他関連法令の施行に関すること。
- ウ 建築士に関すること。
- エ 公営住宅等に関すること。

- オ 宅地建物取引業に関する事。
- カ 市街地再開発その他の市街地整備に関する事。
- キ 公共建築に関する事。
- ク 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に関する事。

(9) 河川砂防課

- ア 河川及び砂防設備等の整備及び管理に関する事。
- イ 国土交通省所管の国有財産の管理に関する事（河川及び一般海域に関する部分に限る。）
- ウ 採石法及び砂利採取法の施行に関する事。
- エ 鉱害対策の調整に関する事（石炭鉱害に関する部分を除く。）
- オ 公有水面の埋立てに関する事（港湾課及び農山漁村課の分掌する事務に関する部分を除く。）
- カ 水利に関する事。
- キ 水防に関する事。
- ク 河川及び砂防設備等の災害復旧工事に関する事。
- ケ 低平地排水対策の総合調整に関する事。
- コ 土木災害の総括に関する事（河川、砂防設備等及び道路に関する部分に限る。）
- サ 水資源開発計画に関する事。
- シ 水需給の調査及び調整に関する事。
- ス 河川開発事業に関する事。
- セ 海岸の管理に関する事（港湾課及び農山漁村課の分掌する事務に関する部分を除く。）
- ソ 海岸保全事業に関する事（港湾課及び農山漁村課の分掌する事務に関する部分を除く。）
- タ 海岸の災害復旧に関する事（港湾課及び農山漁村課の分掌する事務に関する部分を除く。）

（出納局の課及びセンターの分掌事務）

第 16 条 出納局の課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 会計課

- ア 出納局の予算、決算その他総務事務に関する事。
- イ 国費及び県費の出納保管並びに決算に関する事。
- ウ 歳入歳出外現金及び有価証券の出納保管に関する事。
- エ 一時借入金に関する事。
- オ 指定金融機関等に関する事。
- カ 出納官吏及び出納員に関する事。

キ 会計検査に関すること。

(2) 総務事務センター

ア 集約した総務事務に関する施策の企画、調整及び推進並びにその事務処理に関すること。

イ 集中契約物品の購入に関すること。

ウ 物品の購入等に関する競争入札参加者の資格審査に関すること。

エ 公用車の集中管理に関すること。

(所掌の課の定まらない事務)

第 17 条 所掌する課(センターを含む。)が定まらない事務があるときは、部内にあっては部長、部相互の間にあっては知事の裁決によって定める。

(部の主管課)

第 18 条 部の総括的事務並びに部内各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、各部の課のうちから部の主管課を次のように定める。

(1) 政策部 政策課

(2) 総務部 法務私学課

(3) 地域交流部 さが創生推進課

(4) 県民環境部 県民協働課

(5) 健康福祉部 福祉課

(6) 産業労働部 産業企画課

(7) 農林水産部 農政企画課

(8) 県土整備部 県土企画課

2 部の主管課は、それぞれ第 5 条から第 15 条までに定める当該分掌事務のほか、次の事務をつかさどる。

(1) 部の施策の総合調整に関すること。

(2) 部の危機管理に関すること。

(3) 部の各課(産業労働部にあっては、有田焼創業 400 年事業推進監及び第 27 条第 1 項の規定により置かれた職にある者からなる組織を含む。)及び現地機関の指導及び助言に関すること。

(4) 部内の職員に係る調整に関すること。

(5) 部内の予算の調整に関すること。

(6) 部中他課の所掌に属しない事務に関すること。

(室)

第 19 条 さが創生推進課に移住支援室を、新幹線・地域交通課に身近な移動手段確保推進室を、文化課に世界遺産推進室を、スポーツ課に国

民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室を、長寿社会課に地域包括ケア推進室を、障害福祉課に就労支援室を、ものづくり産業課にコスメティック構想推進室を、流通・通商課に国際経済室を、建築住宅課に施設整備室を、河川砂防課に水資源調整室を置き、室の分掌事務は、課長が定める。

( 現地機関の所管 )

第 20 条 別表の右欄に掲げる現地機関は、それぞれ同表の左欄に掲げる部の所管に属するものとする。

( 職制 )

第 21 条 部に部長を置く。

- 2 部に理事を置くことができる。
- 3 総務部に情報統括監を、健康福祉部に医療統括監を置くことができる。
- 4 局に局長を置く。
- 5 局に理事を置くことができる。
- 6 部長は、上司の命を受けて、部の分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 7 理事は、上司の命を受けて、部又は局の分掌事務の一部を掌理する。
- 8 情報統括監は、上司の命を受けて、地域及び行政の情報化に関する事務を掌理し、及び業務改革の推進に関して、必要な助言を行う。
- 9 医療統括監は、上司の命を受けて、医療及び保健に関する事務を掌理する。
- 10 局長は、上司の命を受けて、局の分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第 22 条 部に副部長を置くことができる。

- 2 政策部に政策総括監を、健康福祉部に歯科医療総括監を置くことができる。
- 3 局に副局長を置くことができる。
- 4 副部長は、部長を助けるとともに、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 部の分掌事務を整理し、部長不在のときは、その職務を代行する。
  - (2) 上司の命を受けて、部長が特に命ずる事務を掌理する。
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、部長が指定する副部長は、部内の危機管理に関する事務を総括する。
- 5 政策総括監は、上司の命を受けて、知事が特に命ずる事務を掌理する。
- 6 歯科医療総括監は、上司の命を受けて、歯科医療に関する事務を掌理する。
- 7 副局長は、局長を助けるとともに、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 局の分掌事務を整理し、局長不在のときは、その職務を代行する。
  - (2) 上司の命を受けて、局長が特に命ずる事務を掌理する。

第 23 条 課に課長を、センターにセンター長を、室に室長を置く。

- 2 産業労働部に有田焼創業 400 年事業推進監を置くことができる。



- 3 課及びセンター並びに室に参事、技術監及び検査監を、政策課に政策調整監を、消防防災課に国民保護・防災対策監を、情報・業務改革課に情報監を、福祉課に監査監を、生産者支援課に団体検査・指導監を置くことができる。
  - 4 課長は、上司の命を受けて、課の分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
  - 5 センター長は、上司の命を受けて、センターの分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
  - 6 室長は、上司の命を受けて、室の分掌事務を掌理する。
  - 7 有田焼創業 400 年事業推進監は、上司の命を受けて、有田焼創業 400 年事業の推進に関する事務を掌理する。
  - 8 参事及び技術監は、上司の命を受けて、課、センター又は室の分掌事務の一部を掌理する。
  - 9 検査監は、上司の命を受けて、工事の検査及び工事の管理指導に関する事務を掌理する。
  - 10 政策調整監は、上司の命を受けて、政策の調整に関する事務を掌理する。
  - 11 国民保護・防災対策監は、上司の命を受けて、国民保護及び防災に関する事務を掌理する。
  - 12 情報監は、上司の命を受けて、地域及び行政の情報化に関する事務を掌理する。
  - 13 監査監は、上司の命を受けて、社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事務を掌理する。
  - 14 団体検査・指導監は、上司の命を受けて、農林水産業に係る協同組合その他の関係団体に関する事務を掌理する。
- 第 24 条 課に副課長を、センターに副センター長を、室に副室長を置くことができる。
- 2 福祉課に副監査監を置くことができる。
  - 3 課及び入札・検査センターに副技術監及び副検査監を置くことができる。
  - 4 副課長は、課長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。
    - (1) 課の分掌事務を整理し、課長不在のときは、その職務を代行する。
    - (2) 上司の命を受けて、課長が特に命ずる事務を掌理する。
  - 5 副センター長は、センター長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。
    - (1) センターの分掌事務を整理し、センター長不在のときは、その職務を代行する。
    - (2) 上司の命を受けて、センター長が特に命ずる事務を掌理する。
  - 6 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。
    - (1) 室の分掌事務を整理し、室長不在のときは、その職務を代行する。
    - (2) 上司の命を受けて、課長が特に命ずる事務を掌理する。
  - 7 副監査監は、上司の命を受けて、社会福祉法人及び社会福祉施設の運営についての監査の実施及び総合調整に関する事務を整理する。
  - 8 副技術監は、上司の命を受けて、課及び入札・検査センターの分掌事務の一部を整理する。
  - 9 副検査監は、上司の命を受けて、工事の検査及び工事の管理指導に関する事務を整理する。
- 第 25 条 課、センター及び室に係長を置くことができる。
- 2 係長は、上司の命を受けて、課、センター又は室の分掌事務の一部を処理する。

第 26 条 出納局に局長を置く。

2 局長は、上司の命を受けて、局の分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 局長は、会計管理者不在のときは、その職務を代行する。

4 出納局の課長は、前項の場合において、局長不在のときは、その掌理する事務について、会計管理者の職務を代行する。

5 出納局の課長にあつては第 23 条第 4 項、センター長にあつては同条第 5 項に規定するもののほか、局長不在のときは、その掌理する事務について、その職務を代行する。

第 27 条 部又は局に、部長又は局長を補佐するため、参事、技術監、副課長、副技術監及び係長を置くことができる。

2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、部長又は局長が特に命ずる事務の一部を処理する。

3 前項の場合において、産業労働部においては、第 1 項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、有田焼創業 400 年事業の推進に関する事務の一部を処理する。

第 28 条 知事は、第 21 条から前条までに規定する職のほか、別に規則で定めるところにより、必要な職を置くことができる。

第 29 条 この規則の規定に基づく職には、それぞれ当該組織上の名称を付するものとする。

(知事の職務代理者)

第 30 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 152 条第 2 項に規定する知事の職務を代理する職員は、政策部長の職にある者とする。

第 31 条 地方自治法第 152 条第 3 項に規定する知事の職務を代理する職員は、部長とし、その順位は、佐賀県部設置条例第 1 条に定める部の順とする。

(勤務地の特例)

第 32 条 知事は、必要があると認めるときは、職員を当該職員が所属する部、局、課、センター若しくは室又は現地機関の所在する場所以外の場所で勤務させることができる。

2 前項の規定により職員を勤務させる場所その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に次の表の左欄に掲げる課に勤務する職員は、別に辞令等により命ぜられない限り、施行日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

統括本部秘書課	政策部秘書課
統括本部情報・業務改革課	総務部情報・業務改革課
統括本部消防防災課	政策部危機管理・報道局消防防災課

統括本部さが創生推進課	地域交流部さが創生推進課
くらし環境本部人権・同和対策課	県民環境部人権・同和対策課
くらし環境本部子ども未来課	健康福祉部男女参画・こども局子ども未来課
くらし環境本部くらしの安全安心課	県民環境部くらしの安全安心課
くらし環境本部環境課	県民環境部環境課
くらし環境本部原子力安全対策課	県民環境部原子力安全対策課
くらし環境本部有明海再生・自然環境課	県民環境部有明海再生・自然環境課
くらし環境本部循環型社会推進課	県民環境部循環型社会推進課
くらし環境本部文化・スポーツ部まなび課	県民環境部まなび課
くらし環境本部文化・スポーツ部スポーツ課	地域交流部文化・スポーツ交流局スポーツ課
くらし環境本部文化・スポーツ部文化課	地域交流部文化・スポーツ交流局文化課
健康福祉本部長寿社会課	健康福祉本部長寿社会課
健康福祉本部障害福祉課	健康福祉部障害福祉課
健康福祉本部医務課	健康福祉部医務課
健康福祉本部国民健康保険課	健康福祉部国民健康保険課
健康福祉本部健康増進課	健康福祉部健康増進課
健康福祉本部薬務課	健康福祉部薬務課
健康福祉本部生活衛生課	健康福祉部生活衛生課
農林水産商工本部企業立地課	産業労働部企業立地課
農林水産商工本部生産振興部生産者支援課	農林水産部生産者支援課
農林水産商工本部生産振興部農産課	農林水産部農産課
農林水産商工本部生産振興部園芸課	農林水産部園芸課
農林水産商工本部生産振興部畜産課	農林水産部畜産課
農林水産商工本部生産振興部水産課	農林水産部水産課
農林水産商工本部生産振興部林業課	農林水産部林業課
県土づくり本部建設・技術課	県土整備部建設・技術課

県土づくり本部入札・検査センター	県土整備部入札・検査センター
県土づくり本部土地対策課	県土整備部土地対策課
県土づくり本部下水道課	県土整備部下水道課
県土づくり本部農山漁村課	農林水産部農山漁村課
県土づくり本部農地整備課	農林水産部農地整備課
県土づくり本部建築住宅課	県土整備部建築住宅課
県土づくり本部河川砂防課	県土整備部河川砂防課
県土づくり本部森林整備課	農林水産部森林整備課
県土づくり本部交通政策部空港課	地域交流部空港課
県土づくり本部交通政策部新幹線・地域交通課	地域交流部新幹線・地域交通課
県土づくり本部交通政策部道路課	県土整備部道路課
県土づくり本部交通政策部港湾課	地域交流部港湾課
経営支援本部資産活用課	総務部資産活用課
経営支援本部市町支援課	地域交流部市町支援課
経営支援本部統計分析課	総務部統計分析課

- 3 施行日の前日に前項の表の左欄に掲げる課の職員のうち職の設置に関する規則（昭和31年佐賀県規則第69号）の別表に掲げる職にある者及びこの規則による改正前の佐賀県行政組織規則第21条第1項及び第3項、第22条第1項及び第3項並びに第23条第1項に定める職にある者は、別に辞令等により命ぜられない限り、施行日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課の職を命ぜられたものとする。

（佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部改正）

- 4 佐賀県青少年健全育成条例施行規則（昭和52年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（審議会の庶務）</p> <p>第11条 審議会の庶務は、<u>くらし環境本部</u>において処理する。</p> <p>（立入調査職員）</p> <p>第12条 条例第28条第1項に規定する指定する職員は、次に掲げる</p>	<p>（審議会の庶務）</p> <p>第11条 審議会の庶務は、<u>健康福祉部</u>において処理する。</p> <p>（立入調査職員）</p> <p>第12条 条例第28条第1項に規定する指定する職員は、次に掲げる</p>

改正前	改正後
者のうちから知事が指定する者とする。 (1) <u>くらし環境本部</u> の職員 (2) <u>健康福祉本部</u> の職員 (3) ~ (5) 略	者のうちから知事が指定する者とする。 (1) <u>健康福祉部</u> の職員 (2) ~ (4) 略

(佐賀県私立学校等に関する規則の一部改正)

- 5 佐賀県私立学校等に関する規則(平成14年佐賀県規則第44号)の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(審議会の庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>くらし環境本部</u> において処理する。	(審議会の庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。

(佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則の一部改正)

- 6 佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則(平成17年佐賀県規則第11号)の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第16条 被害救済委員会の庶務は、 <u>くらし環境本部</u> において処理する。	(庶務) 第16条 被害救済委員会の庶務は、 <u>県民環境部</u> において処理する。
(庶務) 第34条 審議会の庶務は、 <u>くらし環境本部</u> において処理する。	(庶務) 第34条 審議会の庶務は、 <u>県民環境部</u> において処理する。

(佐賀県立図書館処務規則の一部改正)

- 7 佐賀県立図書館処務規則(平成24年佐賀県規則第44号)の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(館長の専決事項) 第8条 略	(館長の専決事項) 第8条 略

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 館長は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、<u>文化・スポーツ部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、<u>文化・スポーツ部長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>2 略</p> <p>3 館長は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、<u>県民環境部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、<u>県民環境部長</u>に報告しなければならない。</p>

(佐賀県立博物館処務規則の一部改正)

- 8 佐賀県立博物館処務規則(平成24年佐賀県規則第45号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(館長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、<u>文化・スポーツ部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、<u>文化・スポーツ部長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(館長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、<u>地域交流部文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、<u>地域交流部文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p>

(佐賀県立九州陶磁文化館処務規則の一部改正)

- 9 佐賀県立九州陶磁文化館処務規則(平成24年佐賀県規則第46号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(館長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 館長は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、<u>文化・スポーツ部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、<u>文化・スポーツ部長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(館長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 館長は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、<u>地域交流部文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、<u>地域交流部文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p>

(佐賀県立美術館処務規則の一部改正)

- 10 佐賀県立美術館処務規則(平成24年佐賀県規則第47号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(館長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、<u>文化・スポーツ部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、<u>文化・スポーツ部長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(館長の専決事項)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、第1項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、<u>地域交流部文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(警備防災の計画)</p> <p>第9条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、<u>地域交流部文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p>

(佐賀県立名護屋城博物館処務規則の一部改正)

- 11 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成 24 年佐賀県規則第 48 号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（館長の専決事項）</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、第 1 項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、<u>文化・スポーツ部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>（警備防災の計画）</p> <p>第 9 条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、<u>文化・スポーツ部長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>（館長の専決事項）</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 館長は、第 1 項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、<u>地域交流部文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>（警備防災の計画）</p> <p>第 9 条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、<u>地域交流部文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p>

（佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則の一部改正）

- 12 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成 24 年佐賀県規則第 49 号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（館長の専決事項）</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 館長は、第 1 項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、<u>文化・スポーツ部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>（警備防災の計画）</p> <p>第 9 条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、<u>文</u></p>	<p>（館長の専決事項）</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 館長は、第 1 項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、<u>地域交流部文化・スポーツ交流局長</u>に報告しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>（警備防災の計画）</p> <p>第 9 条 館長は、年度の初めに、警備及び防災の計画を作成し、<u>地</u></p>



改正前	改正後
化・スポーツ部長に報告しなければならない。	域交流部文化・スポーツ交流局長に報告しなければならない。

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

13 保健師助産師看護師法施行細則(昭和60年佐賀県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第1号(第2条関係) 略 本免許は 年 月 日第 号をもって准看護師 籍に登録した。 佐賀県健康福祉本部長 印 略	様式第1号(第2条関係) 略 本免許は 年 月 日第 号をもって准看護師 籍に登録した。 佐賀県健康福祉部長 印 略

(佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則の一部改正)

14 佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則(平成26年佐賀県規則第95号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(佐賀県薬物検討審査会) 第9条 略 2~4 略 5 審査会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。 6 略	(佐賀県薬物検討審査会) 第9条 略 2~4 略 5 審査会の庶務は、佐賀県健康福祉部において処理する。 6 略

(佐賀県中小企業労働相談所規則の一部改正)

15 佐賀県中小企業労働相談所規則(昭和31年佐賀県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(設置)	(設置)

改正前	改正後
<p>第2条 労働問題に関する労使関係の相談に応じ、及び助言を行うことにより中小企業における労使関係の健全化を図るため、相談所を<u>雇用労働課</u>に設置する。</p> <p>(相談員等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 相談所の所長は、<u>雇用労働課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 相談員は、<u>雇用労働課</u>の職員で労働行政に相当の経験を有するもののうちから知事が任命する。</p> <p>4 略</p>	<p>第2条 労働問題に関する労使関係の相談に応じ、及び助言を行うことにより中小企業における労使関係の健全化を図るため、相談所を<u>産業人材課</u>に設置する。</p> <p>(相談員等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 相談所の所長は、<u>産業人材課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 相談員は、<u>産業人材課</u>の職員で労働行政に相当の経験を有するもののうちから知事が任命する。</p> <p>4 略</p>

(佐賀県中小企業調停審議会規則の一部改正)

- 16 佐賀県中小企業調停審議会規則(昭和33年佐賀県規則第75号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(事務)</p> <p>第7条 審議会の事務は、<u>農林水産商工本部商工課</u>において処理する。</p>	<p>(事務)</p> <p>第7条 審議会の事務は、<u>産業労働部経営支援課</u>において処理する。</p>

(佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則の一部改正)

- 17 佐賀県貸金業者登録簿閲覧規則(昭和58年佐賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(貸金業者登録簿閲覧所の設置場所)</p> <p>第2条 貸金業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)は、佐賀県<u>農林水産商工本部商工課</u>内に置く。</p>	<p>(貸金業者登録簿閲覧所の設置場所)</p> <p>第2条 貸金業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)は、佐賀県<u>産業労働部経営支援課</u>内に置く。</p>

(佐賀県種畜検査施行規則の一部改正)

- 18 佐賀県種畜検査施行規則(昭和34年佐賀県規則第75号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(検査員)</p> <p>第1条の2 条例第4条第1項に規定する検査員は、<u>農林水産商工本部生産振興部畜産課</u>、家畜保健衛生所及び農林事務所に勤務する職員で畜産に関する事務を担当する者をもって充てる。</p>	<p>(検査員)</p> <p>第1条の2 条例第4条第1項に規定する検査員は、<u>農林水産部畜産課</u>、家畜保健衛生所及び農林事務所に勤務する職員で畜産に関する事務を担当する者をもって充てる。</p>

(佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

19 佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則(平成5年佐賀県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条第2号に規定する規則で定める家畜の衛生に関する指導を行う機関とは、<u>佐賀県農林水産商工本部</u>の関係課及びその現地機関とする。</p> <p>3 条例第2条第3号に規定する規則で定める公衆衛生に関する指導を行う機関とは、<u>佐賀県健康福祉本部</u>の関係課及びその現地機関とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第2条第2号に規定する規則で定める家畜の衛生に関する指導を行う機関とは、<u>佐賀県農林水産部</u>の関係課及びその現地機関とする。</p> <p>3 条例第2条第3号に規定する規則で定める公衆衛生に関する指導を行う機関とは、<u>佐賀県健康福祉部</u>の関係課及びその現地機関とする。</p>

(佐賀県漁船法施行細則の一部改正)

20 佐賀県漁船法施行細則(昭和26年佐賀県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(工事完了後の認定)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、その許可に係る動力漁船につき法第8条の規定による</p>	<p>(工事完了後の認定)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、その許可に係る動力漁船につき法第8条の規定による</p>

改正前	改正後
<p>認定をしたときは、<u>農林水産商工本部生産振興部水産課長</u>に当該認定を受けたものに対し別記様式第6号による認定通知書を交付させるものとする。</p> <p>様式第6号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略 佐賀県農林水産商工本部生産振興部水産課長 <span style="float: right;">印</span> 略</p> </div>	<p>認定をしたときは、<u>農林水産部水産課長</u>に当該認定を受けたものに対し別記様式第6号による認定通知書を交付させるものとする。</p> <p>様式第6号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略 佐賀県農林水産部水産課長 <span style="float: right;">印</span> 略</p> </div>

(佐賀県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部改正)

- 21 佐賀県遊漁船業者登録簿閲覧規則(平成15年佐賀県規則第40号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(遊漁船業者登録簿閲覧所の設置場所)</p> <p>第2条 遊漁船業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)は、<u>佐賀県農林水産商工本部生産振興部水産課</u>内に置く。</p>	<p>(遊漁船業者登録簿閲覧所の設置場所)</p> <p>第2条 遊漁船業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)は、<u>佐賀県農林水産部水産課</u>内に置く。</p>

(佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

- 22 佐賀県屋外広告物条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第69号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(屋外広告業者登録簿の閲覧)</p> <p>第9条の2 条例第17条の4第1項の屋外広告業者登録簿は、<u>県土づくり本部まちづくり推進課</u>において一般の閲覧に供する。</p> <p>2 略</p> <p>(屋外広告業者監督処分簿の閲覧)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 条例第17条の15第1項の屋外広告業者監督処分簿は、<u>県土づく</u></p>	<p>(屋外広告業者登録簿の閲覧)</p> <p>第9条の2 条例第17条の4第1項の屋外広告業者登録簿は、<u>県土整備部都市計画課</u>において一般の閲覧に供する。</p> <p>2 略</p> <p>(屋外広告業者監督処分簿の閲覧)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 条例第17条の15第1項の屋外広告業者監督処分簿は、<u>県土整備</u></p>

改正前	改正後
り本部まちづくり推進課において一般の閲覧に供する。 3 略	部都市計画課において一般の閲覧に供する。 3 略

(佐賀県開発登録簿閲覧規則の一部改正)

23 佐賀県開発登録簿閲覧規則(昭和46年佐賀県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(開発登録簿閲覧所の設置場所) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、開発行為の規模が1万平方メートル以上のもの又は佐賀県開発審査会の議を経た開発行為に係る登録簿の閲覧所は、 <u>佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課内に置く。</u>	(開発登録簿閲覧所の設置場所) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、開発行為の規模が1万平方メートル以上のもの又は佐賀県開発審査会の議を経た開発行為に係る登録簿の閲覧所は、 <u>佐賀県県土整備部都市計画課内に置く。</u>

(佐賀県美しい景観づくり審議会規則の一部改正)

24 佐賀県美しい景観づくり審議会規則(平成20年佐賀県規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>佐賀県県土づくり本部</u> において処理する。	(庶務) 第5条 審議会の庶務は、 <u>佐賀県県土整備部</u> において処理する。

(宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部改正)

25 宅地建物取引業者名簿等閲覧規則(昭和27年佐賀県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第1条 宅地建物取引業者名簿閲覧所を佐賀市城内一丁目1番59号 <u>佐賀県県土づくり本部建築住宅課</u> 内に置く。	第1条 宅地建物取引業者名簿閲覧所を佐賀市城内一丁目1番59号 <u>佐賀県県土整備部建築住宅課</u> 内に置く。

(佐賀県営住宅条例施行規則の一部改正)

26 佐賀県営住宅条例施行規則(平成9年佐賀県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(住宅監理員)</p> <p>第26条 条例第63条第1項に規定する住宅監理員は、<u>県土づくり本部</u>建築住宅課長、副課長及び県営住宅の管理又は建設に関する事務を担当する職員をもってこれに充てる。</p>	<p>(住宅監理員)</p> <p>第26条 条例第63条第1項に規定する住宅監理員は、<u>県土整備部</u>建築住宅課長、副課長及び県営住宅の管理又は建設に関する事務を担当する職員をもってこれに充てる。</p>

(佐賀県首都圏営業本部管理規則の一部改正)

27 佐賀県首都圏営業本部管理規則(昭和56年佐賀県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県首都圏営業本部管理規則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本県の産業の振興を図るとともに、県政に関する情報の収集及び提供並びに国及び関係機関等との連絡調整を行うため、東京都に佐賀県首都圏営業本部(以下「本部」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>本部</u>で行う事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 <u>本部</u>に本部長、副本部長及び課長を置く。</p> <p>2 前項に定める者のほか、<u>本部</u>に九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長及び技術監を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 本部長は、知事の命を受けて<u>本部</u>の事務を掌理し、職員を指揮監督する。</p> <p>2 九州国際重粒子線がん治療センター担当本部長は、上司の命を</p>	<p>佐賀県首都圏事務所管理規則</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本県の産業の振興を図るとともに、県政に関する情報の収集及び提供並びに国及び関係機関等との連絡調整を行うため、東京都に佐賀県首都圏事務所(以下「事務所」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>事務所</u>で行う事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(職制)</p> <p>第3条 <u>事務所</u>に所長、副所長及び課長を置く。</p> <p>2 前項に定める者のほか、<u>事務所</u>に九州国際重粒子線がん治療センター担当部長及び技術監を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第4条 所長は、知事の命を受けて<u>事務所</u>の事務を掌理し、職員を指揮監督する。</p> <p>2 九州国際重粒子線がん治療センター担当部長は、上司の命を受</p>

改正前	改正後
<p>受けて<u>本部長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>3 <u>副本部長</u>は、<u>本部長</u>を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。この場合において、第1号に掲げる事務は、<u>本部長</u>が指定する<u>副本部長</u>が行う。</p> <p>(1) <u>本部</u>で行う事務を整理し、<u>本部長</u>不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>(2) 上司の命を受けて<u>本部長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>4 課長及び技術監は、上司の命を受けて<u>本部</u>の事務の一部を掌理する。</p> <p>5 課長及び技術監のうち、<u>本部長</u>が指名する者は、上司の命を受けて<u>本部</u>の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(後関)</p> <p>第5条 前条第3項第1号の規定により<u>本部長</u>の職務を代行する<u>副本部長</u>は、当該代行した事項のうち必要があると認められるものについては、事後速やかに<u>本部長</u>の後関を受けなければならない。</p> <p>(<u>本部長</u>の専決事項)</p> <p>第6条 <u>本部長</u>は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 <u>本部長</u>は、前項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、<u>本部</u>の運営に関し必要な事項は、<u>本部長</u>が別に定める。</p>	<p>けて<u>所長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>3 <u>副所長</u>は、<u>所長</u>を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。この場合において、第1号に掲げる事務は、<u>所長</u>が指定する<u>副所長</u>が行う。</p> <p>(1) <u>事務所</u>で行う事務を整理し、<u>所長</u>不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>(2) 上司の命を受けて<u>所長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>4 課長及び技術監は、上司の命を受けて<u>事務所</u>の事務の一部を掌理する。</p> <p>5 課長及び技術監のうち、<u>所長</u>が指名する者は、上司の命を受けて<u>事務所</u>の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(後関)</p> <p>第5条 前条第3項第1号の規定により<u>所長</u>の職務を代行する<u>副所長</u>は、当該代行した事項のうち必要があると認められるものについては、事後速やかに<u>所長</u>の後関を受けなければならない。</p> <p>(<u>所長</u>の専決事項)</p> <p>第6条 <u>所長</u>は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 <u>所長</u>は、前項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、<u>事務所</u>の運営に関し必要な事項は、<u>所長</u>が別に定める。</p>

(佐賀県公報発行規則の一部改正)

- 28 佐賀県公報発行規則（昭和 55 年佐賀県規則第 33 号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（掲載事項）</p> <p>第 3 条 公報に掲載する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 公告（<u>法務課長</u>が必要と認めるものに限る。）</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) その他<u>法務課長</u>が必要と認めるもの</p> <p>（原議の合議）</p> <p>第 4 条 公報に掲載する事項は、<u>法務課長</u>に合議しなければならない。</p> <p>（原稿の送付）</p> <p>第 5 条 公報の掲載原稿は、決裁後遅滞なく、主務課において字画を鮮明に作成し、校合精査のうえ<u>法務課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（原稿の締切り）</p> <p>第 6 条 公報の掲載原稿の締切日及び締切時間は、発行日の 7 日前の日（その日が県の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い県の休日でない日）の午後 3 時とする。ただし、締切日が 5 月 1 日若しくは 2 日又は 12 月 26 日から 28 日までの日に当たるときは、<u>法務課長</u>は、締切時間を別に定めることができる。</p> <p>2 号外として発行する公報の掲載原稿の締切日及び締切時間については、前項の規定にかかわらず、<u>法務課長</u>が別に定める日時とする。</p> <p>（掲載の手続）</p>	<p>（掲載事項）</p> <p>第 3 条 公報に掲載する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 公告（<u>法務私学課長</u>が必要と認めるものに限る。）</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) その他<u>法務私学課長</u>が必要と認めるもの</p> <p>（原議の合議）</p> <p>第 4 条 公報に掲載する事項は、<u>法務私学課長</u>に合議しなければならない。</p> <p>（原稿の送付）</p> <p>第 5 条 公報の掲載原稿は、決裁後遅滞なく、主務課において字画を鮮明に作成し、校合精査のうえ<u>法務私学課長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（原稿の締切り）</p> <p>第 6 条 公報の掲載原稿の締切日及び締切時間は、発行日の 7 日前の日（その日が県の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い県の休日でない日）の午後 3 時とする。ただし、締切日が 5 月 1 日若しくは 2 日又は 12 月 26 日から 28 日までの日に当たるときは、<u>法務私学課長</u>は、締切時間を別に定めることができる。</p> <p>2 号外として発行する公報の掲載原稿の締切日及び締切時間については、前項の規定にかかわらず、<u>法務私学課長</u>が別に定める日時とする。</p> <p>（掲載の手続）</p>



改正前	改正後
<p>第7条 <u>法務課長</u>は、公報の原稿の送付を受けたときは、必要な番号、年月日等を記入して公報発行の手続をするとともに、当該番号、年月日等を主務課に告知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第8条 <u>法務課長</u>は、公報掲載原稿の全部を一時に掲載できないときは、その緩急をはかって順次これを掲載することができる。</p> <p>（公報の校正）</p> <p>第9条 公報の校正は、<u>法務課</u>において行う。ただし、掲載事項が特に複雑なもの、特に形式に注意が必要であるもの等<u>法務課長</u>が主務課において行うことが適当と認めるものは、当該主務課において行うものとする。</p> <p>2 前項ただし書の規定により校正を行ったときは、校正終了後速やかに<u>法務課長</u>にこれを回付しなければならない。</p> <p>（正誤の手続）</p> <p>第10条 公報の掲載事項につき、正誤を要するときは、その原因が<u>法務課</u>の校合に基づく場合は、<u>法務課</u>において正誤の手続を執り、その原因が第9条第1項ただし書の規定に基づく場合及び当該主務課の原議書又は原稿に基づく場合は、当該主務課において、所定の原稿用紙に正誤事項を記載し、これを<u>法務課長</u>に回付して正誤の手続を執らなければならない。</p> <p>（閲覧）</p> <p>第13条 条例第7条第3項に規定する方法により発行した公報は、<u>法務課</u>に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。ただし、公報が電磁的記録をもって発行されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により閲覧に供するものとする。</p>	<p>第7条 <u>法務私学課長</u>は、公報の原稿の送付を受けたときは、必要な番号、年月日等を記入して公報発行の手続をするとともに、当該番号、年月日等を主務課に告知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第8条 <u>法務私学課長</u>は、公報掲載原稿の全部を一時に掲載できないときは、その緩急をはかって順次これを掲載することができる。</p> <p>（公報の校正）</p> <p>第9条 公報の校正は、<u>法務私学課</u>において行う。ただし、掲載事項が特に複雑なもの、特に形式に注意が必要であるもの等<u>法務私学課長</u>が主務課において行うことが適当と認めるものは、当該主務課において行うものとする。</p> <p>2 前項ただし書の規定により校正を行ったときは、校正終了後速やかに<u>法務私学課長</u>にこれを回付しなければならない。</p> <p>（正誤の手続）</p> <p>第10条 公報の掲載事項につき、正誤を要するときは、その原因が<u>法務私学課</u>の校合に基づく場合は、<u>法務私学課</u>において正誤の手続を執り、その原因が第9条第1項ただし書の規定に基づく場合及び当該主務課の原議書又は原稿に基づく場合は、当該主務課において、所定の原稿用紙に正誤事項を記載し、これを<u>法務私学課長</u>に回付して正誤の手続を執らなければならない。</p> <p>（閲覧）</p> <p>第13条 条例第7条第3項に規定する方法により発行した公報は、<u>法務私学課</u>に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。ただし、公報が電磁的記録をもって発行されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により閲覧に供するものとする。</p>

（佐賀県公益認定等審議会条例施行規則の一部改正）

- 29 佐賀県公益認定等審議会条例施行規則（平成20年佐賀県規則第64号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（ <u>経営支援本部</u> 以外の本部等で処理させることができる事項） 第2条 略	（ <u>総務部</u> 以外の部等で処理させることができる事項） 第2条 略

（佐賀県公有財産規則の一部改正）

- 30 佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>本部</u> 佐賀県本部設置条例（平成16年佐賀県条例第2号）第1条に規定する本部、佐賀県行政組織規則（平成16年佐賀県規則第16号。以下「組織規則」という。）第4条第1項に規定する出納局、教育委員会事務局、警察本部及び議会事務局をいう。</p> <p>(2) <u>部</u> 組織規則第3条第2項に規定する部をいう。</p> <p>(3) <u>課等</u> 組織規則第2条、第3条第1項及び第3項から第6項まで並びに第4条第2項に規定する<u>企画・経営グループ</u>、<u>課及びセンター</u>、<u>教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課</u>、<u>警察本部及び議会事務局の課</u>、<u>ユニバーサル社会推進監及び組織規則第25条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、<u>粒子線治療推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、<u>有田焼創業400年事業推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、<u>コスメティック構想推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>、<u>国際戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>部</u> 佐賀県部設置条例（平成28年佐賀県条例第9号）第1条に規定する部、佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第4条第1項に規定する出納局、教育委員会事務局、警察本部及び議会事務局をいう。</p> <p>(2) <u>局</u> 組織規則第3条第2項に規定する局をいう。</p> <p>(3) <u>課等</u> 組織規則第3条第1項及び第3項から第5項まで並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、教育委員会事務局の課、警察本部及び議会事務局の課、有田焼創業400年事業推進監及び組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定する<u>かい</u>をいう。</p>

改正前		改正後																													
<p>からなる組織、観光戦略推進監及び同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、経営支援本部における同項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第26条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）第20条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定するかいをいう。</p> <p>(4)～(8) 略 （財産管理者）</p> <p>第3条 課等の長は、その所掌する事務又は事業に係る行政財産及び第1種普通財産を管理しなければならない。ただし、同一行政財産を2以上の課等において事務又は事業の用に供している場合は、<u>経営支援本部長</u>が定める課等の長が管理しなければならない。</p> <p>2～4 略 （台帳価格の評価替）</p> <p>第37条 <u>経営支援本部長</u>は、5年ごとに財産について価格評価要領を定め、これによってその年の3月31日現在において財産管理者に評価させ当該評価額により財産台帳価格を改めさせなければならない。</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">公有財産事務合議基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 20%;">合議の対象</th> <th style="width: 15%;">合議の時期</th> <th style="width: 10%;">添付書類</th> <th style="width: 10%;">経営支援本部長</th> <th style="width: 10%;">資産活用課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>		項目	区分	合議の対象	合議の時期	添付書類	経営支援本部長	資産活用課長	略							<p>(4)～(8) 略 （財産管理者）</p> <p>第3条 課等の長は、その所掌する事務又は事業に係る行政財産及び第1種普通財産を管理しなければならない。ただし、同一行政財産を2以上の課等において事務又は事業の用に供している場合は、<u>総務部長</u>が定める課等の長が管理しなければならない。</p> <p>2～4 略 （台帳価格の評価替）</p> <p>第37条 <u>総務部長</u>は、5年ごとに財産について価格評価要領を定め、これによってその年の3月31日現在において財産管理者に評価させ当該評価額により財産台帳価格を改めさせなければならない。</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">公有財産事務合議基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">項目</th> <th style="width: 5%;">区分</th> <th style="width: 20%;">合議の対象</th> <th style="width: 15%;">合議の時期</th> <th style="width: 10%;">添付書類</th> <th style="width: 10%;">総務部長</th> <th style="width: 10%;">資産活用課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>		項目	区分	合議の対象	合議の時期	添付書類	総務部長	資産活用課長	略						
項目	区分	合議の対象	合議の時期	添付書類	経営支援本部長	資産活用課長																									
略																															
項目	区分	合議の対象	合議の時期	添付書類	総務部長	資産活用課長																									
略																															

改正前	改正後
<p>備考</p> <p>1 <u>経営支援本部長</u>の欄又は資産活用課長の欄に 印のある事項を行おうとするときは、それぞれ<u>経営支援本部長</u>又は資産活用課長に合議しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>備考</p> <p>1 <u>総務部長</u>の欄又は資産活用課長の欄に 印のある事項を行おうとするときは、それぞれ<u>総務部長</u>又は資産活用課長に合議しなければならない。</p> <p>2 略</p>

(佐賀県庁舎管理規則の一部改正)

31 佐賀県庁舎管理規則(平成18年佐賀県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>(事務の総括)</p> <p>第3条 <u>経営支援本部長</u>は、この規則による庁舎の管理に関する事務を総括する。</p> <p>2 <u>経営支援本部長</u>は、庁舎の管理に関し必要があると認めるときは、実地に調査し、又は庁舎管理者に対し、報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">庁舎の区分</th> <th style="text-align: center;">庁舎管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館、新行政棟、南別館、議会棟</td> <td><u>経営支援本部</u>資産活用課長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	庁舎の区分	庁舎管理者	本館、新行政棟、南別館、議会棟	<u>経営支援本部</u> 資産活用課長	略		<p>(事務の総括)</p> <p>第3条 <u>総務部長</u>は、この規則による庁舎の管理に関する事務を総括する。</p> <p>2 <u>総務部長</u>は、庁舎の管理に関し必要があると認めるときは、実地に調査し、又は庁舎管理者に対し、報告を求め、若しくは必要な指示をすることができる。</p> <p>別表(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">庁舎の区分</th> <th style="text-align: center;">庁舎管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館、新行政棟、南別館、議会棟</td> <td><u>総務部</u>資産活用課長</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	庁舎の区分	庁舎管理者	本館、新行政棟、南別館、議会棟	<u>総務部</u> 資産活用課長	略	
庁舎の区分	庁舎管理者												
本館、新行政棟、南別館、議会棟	<u>経営支援本部</u> 資産活用課長												
略													
庁舎の区分	庁舎管理者												
本館、新行政棟、南別館、議会棟	<u>総務部</u> 資産活用課長												
略													

(佐賀県職員等の旅費支給規則の一部改正)

32 佐賀県職員等の旅費支給規則(昭和29年佐賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
別表第2(第12条関係)	別表第2(第12条関係)

改正前				改正後			
日額旅費を受ける者	日額		支給条件	日額旅費を受ける者	日額		支給条件
	宿泊しない場合	宿泊を要する場合			宿泊しない場合	宿泊を要する場合	
1 長期間の講習、研修、訓練その他これらに類する目的のため旅行する職員	略		略 (1)・(2) 略 (3) 宿泊を要する長期間の講習、研修、訓練等の旅行の場合において、研修所等に寮又は宿泊施設を有し、これを利用した場合又は下宿を利用した場合等における日額旅費については、この表の規定にかかわらず、1日につき2,800円とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合においては、この表に規定する定額の範囲内において所属長が職員課長と協議して定める額とすることができる。	1 長期間の講習、研修、訓練その他これらに類する目的のため旅行する職員	略		略 (1)・(2) 略 (3) 宿泊を要する長期間の講習、研修、訓練等の旅行の場合において、研修所等に寮又は宿泊施設を有し、これを利用した場合又は下宿を利用した場合等における日額旅費については、この表の規定にかかわらず、1日につき2,800円とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合においては、この表に規定する定額の範囲内において所属長が人事課長と協議して定める額とすることができる。
略				略			

( 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部改正 )

33 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則(平成11年佐賀県規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>( 閲覧場所 )</p> <p>第 2 条 資格を証する書面は、佐賀県<u>経営支援本部職員課</u>において一般の閲覧に供する。</p>	<p>( 閲覧場所 )</p> <p>第 2 条 資格を証する書面は、佐賀県<u>総務部人事課</u>において一般の閲覧に供する。</p>

( 佐賀県土地開発基金管理規則の一部改正 )

34 佐賀県土地開発基金管理規則 ( 昭和 45 年佐賀県規則第 5 号 ) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>( 用語の意義 )</p> <p>第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>本部長</u> 佐賀県財務規則 ( 平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「財務規則」という。 ) 第 2 条第 2 号に規定する<u>本部長</u>をいう。</p> <p>(2) ~ (4) 略</p> <p>( 土地取得計画 )</p> <p>第 3 条 <u>本部長</u>は、事業の施行に必要な土地で、当該年度において基金の運用により取得する必要がある土地について、土地取得計画見積書 ( 別記様式第 1 号 ) を作成し、前年度の 3 月 10 日までに<u>経営支援本部長</u>に提出しなければならない。ただし、年度中途において緊急に取得する必要の生じた土地については、その都度提出することができる。</p> <p>2 <u>経営支援本部長</u>は、前項の規定により提出された土地取得計画見積書に基づき、必要な調整を行い、土地取得計画をたてて知事の決定を求めなければならない。</p> <p>3 前項の規定により土地取得計画が決定されたときは、<u>経営支援本部長</u>は、土地取得計画通知書 ( 別記様式第 2 号 ) により当該本</p>	<p>( 用語の意義 )</p> <p>第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>部長</u> 佐賀県財務規則 ( 平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「財務規則」という。 ) 第 2 条第 2 号に規定する<u>部長</u>をいう。</p> <p>(2) ~ (4) 略</p> <p>( 土地取得計画 )</p> <p>第 3 条 <u>部長</u>は、事業の施行に必要な土地で、当該年度において基金の運用により取得する必要がある土地について、土地取得計画見積書 ( 別記様式第 1 号 ) を作成し、前年度の 3 月 10 日までに<u>総務部長</u>に提出しなければならない。ただし、年度中途において緊急に取得する必要の生じた土地については、その都度提出することができる。</p> <p>2 <u>総務部長</u>は、前項の規定により提出された土地取得計画見積書に基づき、必要な調整を行い、土地取得計画をたてて知事の決定を求めなければならない。</p> <p>3 前項の規定により土地取得計画が決定されたときは、<u>総務部長</u>は、土地取得計画通知書 ( 別記様式第 2 号 ) により当該部長に通</p>

改正前	改正後
<p>部長に通知しなければならない。</p> <p>4 本部長は、翌年度までに、基金の運用により取得した土地の引渡しを受けなければならない。ただし、第2項の規定により知事の決定を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>5 略</p> <p>(土地の管理)</p> <p>第6条 基金の運用により取得した土地は、当該土地を事業の施行に必要とする本部長が管理しなければならない。</p> <p>(土地取得の報告)</p> <p>第7条 基金の運用による土地の取得に係る支出負担行為を行う者は、当該土地を取得したときは、土地開発基金土地取得通知書(別記様式第3号)を経営支援本部長に送付しなければならない。</p> <p>(土地台帳)</p> <p>第8条 第6条の規定により基金の運用により取得した土地を管理する本部長は、その管理する土地について、土地開発基金土地台帳(別記様式第4号)に必要な事項を記載し、当該土地の現状を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(土地の引渡し)</p> <p>第9条 知事は、土地を、当該土地を必要とする本部長に引き渡すときは、土地引渡要求書(別記様式第5号)を徴し、引渡価格を決定するものとする。</p> <p>2 財務課長は、前項の規定により知事が引渡価格を決定したときは、公金振替調定を行うとともに、当該土地の取得に関する事務を所掌する本庁等の各課の長に公金振替通知書(別記様式第6号)を送付するものとする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>知しなければならない。</p> <p>4 部長は、翌年度までに、基金の運用により取得した土地の引渡しを受けなければならない。ただし、第2項の規定により知事の決定を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>5 略</p> <p>(土地の管理)</p> <p>第6条 基金の運用により取得した土地は、当該土地を事業の施行に必要とする部長が管理しなければならない。</p> <p>(土地取得の報告)</p> <p>第7条 基金の運用による土地の取得に係る支出負担行為を行う者は、当該土地を取得したときは、土地開発基金土地取得通知書(別記様式第3号)を総務部長に送付しなければならない。</p> <p>(土地台帳)</p> <p>第8条 第6条の規定により基金の運用により取得した土地を管理する部長は、その管理する土地について、土地開発基金土地台帳(別記様式第4号)に必要な事項を記載し、当該土地の現状を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(土地の引渡し)</p> <p>第9条 知事は、土地を、当該土地を必要とする部長に引き渡すときは、土地引渡要求書(別記様式第5号)を徴し、引渡価格を決定するものとする。</p> <p>2 財政課長は、前項の規定により知事が引渡価格を決定したときは、公金振替調定を行うとともに、当該土地の取得に関する事務を所掌する本庁等の各課の長に公金振替通知書(別記様式第6号)を送付するものとする。</p> <p>3・4 略</p>

改正前	改正後																																
<p>様式第1号(第3条関係) 略 経営支援本部長 様 本部長 印</p> <p>様式第2号(第3条関係) 略 本部長 様 経営支援本部長 印</p> <p>略</p> <p>様式第3号(第7条関係) 略 経営支援本部長 様</p> <p>様式第4号(第8条関係) 略</p> <table border="1" data-bbox="235 943 1093 1142"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>索引番号</td> </tr> <tr> <td>使用目的</td> <td></td> <td>管理本部名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td>附属図面</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>様式第5号(第9条関係) 略 本部長 印</p>				索引番号	使用目的		管理本部名		所在地		附属図面		略				<p>様式第1号(第3条関係) 略 総務部長 様 部長 印</p> <p>様式第2号(第3条関係) 略 部長 様 総務部長 印</p> <p>略</p> <p>様式第3号(第7条関係) 略 総務部長 様</p> <p>様式第4号(第8条関係) 略</p> <table border="1" data-bbox="1160 943 2018 1142"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>索引番号</td> </tr> <tr> <td>使用目的</td> <td></td> <td>管理部名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td></td> <td>附属図面</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>様式第5号(第9条関係) 略 部長 印</p>				索引番号	使用目的		管理部名		所在地		附属図面		略			
			索引番号																														
使用目的		管理本部名																															
所在地		附属図面																															
略																																	
			索引番号																														
使用目的		管理部名																															
所在地		附属図面																															
略																																	



改正前	改正後
略 様式第 6 号 ( 第 9 条関係 ) 略 <div style="text-align: right;">財務課長 印</div> 略 様式第 7 号 ( 第 9 条関係 ) 略 本部長 様 略	略 様式第 6 号 ( 第 9 条関係 ) 略 <div style="text-align: right;">財政課長 印</div> 略 様式第 7 号 ( 第 9 条関係 ) 略 部長 様 略

( 佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部改正 )

- 35 佐賀県証紙代金収納計器取扱規則 ( 昭和 46 年佐賀県規則第 67 号 ) の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
( 設定書の発行及び取扱手数料の支払 ) 第12条 計器取扱人は、設定書の発行を受けようとするときは、証紙代金収納計器取扱人証を提示のうえ、収納計器使用限度額設定申請書 ( 様式第15号 ) を <u>税務課長</u> に提出し、設定書に記載された金額から次条の規定による取扱手数料を差し引いた金額を指定金融機関に納入し、その旨を佐賀県税事務所に申し出なければならない。 2 略	( 設定書の発行及び取扱手数料の支払 ) 第12条 計器取扱人は、設定書の発行を受けようとするときは、証紙代金収納計器取扱人証を提示のうえ、収納計器使用限度額設定申請書 ( 様式第15号 ) を <u>税政課長</u> に提出し、設定書に記載された金額から次条の規定による取扱手数料を差し引いた金額を指定金融機関に納入し、その旨を佐賀県税事務所に申し出なければならない。 2 略

( 地方税法第 396 条の規定による知事が指定する職員に関する規則の一部改正 )

- 36 地方税法第 396 条の規定による知事が指定する職員に関する規則 ( 平成 27 年佐賀県規則第 22 号 ) の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後

改正前	改正後
<p>( 知事が指定する職員 )</p> <p>第 2 条 法第396条第 1 項の県の職員で知事が指定する者は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>経営支援本部市町支援課</u>に勤務する職員</p> <p>(2) 略</p>	<p>( 知事が指定する職員 )</p> <p>第 2 条 法第396条第 1 項の県の職員で知事が指定する者は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>総務部税政課</u>に勤務する職員</p> <p>(2) 略</p>

( 電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部改正 )

37 電子計算組織による給与支給事務等処理規則 ( 昭和 48 年佐賀県規則第 28 号 ) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
<p>( 定義 )</p> <p>第 2 条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">人事等所掌課長</td> <td>           1 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務部局については、<u>経営支援本部職員課長</u>            2 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、<u>教育委員会事務局教育支援課長</u>            3・4 略         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	略		人事等所掌課長	1 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務部局については、 <u>経営支援本部職員課長</u> 2 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、 <u>教育委員会事務局教育支援課長</u> 3・4 略	略		<p>( 定義 )</p> <p>第 2 条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">人事等所掌課長</td> <td>           1 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務部局については、<u>総務部人事課長</u>            2 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、<u>教育委員会事務局教育総務課長</u>            3・4 略         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	用語	意義	略		人事等所掌課長	1 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務部局については、 <u>総務部人事課長</u> 2 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、 <u>教育委員会事務局教育総務課長</u> 3・4 略	略	
用語	意義																
略																	
人事等所掌課長	1 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務部局については、 <u>経営支援本部職員課長</u> 2 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、 <u>教育委員会事務局教育支援課長</u> 3・4 略																
略																	
用語	意義																
略																	
人事等所掌課長	1 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務部局については、 <u>総務部人事課長</u> 2 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、 <u>教育委員会事務局教育総務課長</u> 3・4 略																
略																	

( 児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則の一部改正 )

38 児童手当システムによる児童手当支給事務等の処理に関する規則 ( 平成 19 年佐賀県規則第 54 号 ) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(定義) 第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。		(定義) 第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	
用語	意義	用語	意義
略		略	
児童手当所管課長	1 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務部局については、 <u>経営支援本部職員課長</u> 2 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、 <u>教育委員会事務局教育支援課長</u> 3・4 略	児童手当所管課長	1 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務部局については、 <u>総務部人事課長</u> 2 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、 <u>教育委員会事務局教育総務課長</u> 3・4 略
略		略	
2 略		2 略	

(子ども手当システムによる子ども手当支給事務の処理に関する規則の一部改正)

39 子ども手当システムによる子ども手当支給事務の処理に関する規則(平成22年佐賀県規則第43号)の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(定義) 第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。		(定義) 第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	
用語	意義	用語	意義
略		略	
子ども手当所管課長	1 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調	子ども手当所管課長	1 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調

改正前		改正後	
	整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務部局については、 <u>経営支援本部職員課長</u> 2 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、 <u>教育委員会事務局教育支援課長</u>		整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務部局については、 <u>総務部人事課長</u> 2 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、 <u>教育委員会事務局教育総務課長</u>
略		略	
2 略		2 略	

(退職手当管理システムによる退職手当支給事務等の処理に関する規則の一部改正)

- 40 退職手当管理システムによる退職手当支給事務等の処理に関する規則(平成26年佐賀県規則第1号)の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
(定義)		(定義)	
第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。		第2条 この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	
用語	意義	用語	意義
略		略	
退職手当管理者	1 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務局については、 <u>経営支援本部職員課長</u> 2 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、 <u>教育委員会事務局教育支援課長</u> 3・4 略	退職手当管理者	1 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務局については、 <u>総務部人事課長</u> 2 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、 <u>教育委員会事務局教育総務課長</u> 3・4 略
略		略	
2 略		2 略	

別表（第20条関係）

所管する部	現地機関の名称
政策部	消防学校
総務部	首都圏事務所 自治修習所 公文書館 県税事務所
地域交流部	国際交流プラザ 佐賀空港事務所 博物館 九州陶磁文化館 美術館 名護屋城博物館 佐賀城本丸歴史館
県民環境部	図書館 消費生活センター 環境センター
健康福祉部	保健福祉事務所 保健所 総合福祉センター 衛生薬業センター 身体障害者更生相談所 地域生活リハビリセンター 療育支援センター 九千部学園 知的障害者更生相談所 中央児童相談所 虹の松原学園 婦人相談所

	総合看護学院 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所
産業労働部	関西・中京事務所 有田窯業大学校 窯業技術センター 工業技術センター 産業技術学院
農林水産部	農林事務所 農業技術防除センター 上場営農センター 農業試験研究センター 農業大学校 果樹試験場 茶業試験場 畜産試験場 家畜保健衛生所 水産振興センター 高等水産講習所 林業試験場
県土整備部	土木事務所 ダム管理事務所 有明海沿岸道路整備事務所